

## 仕 様 書 (案)

- 第 1 件 名 多摩市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業業務委託
- 第 2 委託期間 令和 8 年 (2026 年) 4 月 1 日から令和 9 年 (2027 年) 3 月 31 日まで
- 第 3 委託内容 多摩市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱 (以下「要綱」という。) に基づき、ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等の自立に向けた支援を行う。
- 第 4 対象者 多摩市内に住所を有する児童のいるひとり親家庭であって、日常生活に支障をきたしていると多摩市長が認める家庭
- 第 5 実施内容
- 1 実施区域  
多摩市内
  - 2 派遣対象日  
委託期間を通じて毎日 (ただし、市の決定に基づいた日とする)
  - 3 派遣時間帯  
午前 7 時から午後 10 時まで
  - 4 派遣単位  
派遣単位は 1 時間単位とする。(活動単位は別表「料金単価表」に記載のとおり)
  - 5 派遣回数と派遣期間  
決定にあたっては市が受託者と協議を行う。市が決定した派遣回数と派遣期間とする。
  - 6 提供するサービスの内容
    - (1) 原則として居宅内で行う日常的なものに限るものとする。
      - ア 簡易な調理や食事の見守り
      - イ 住居の掃除及び整理整頓
      - ウ 被服の洗濯及び補修
      - エ 育児
      - オ 利用者の居宅と市内保育園、学童クラブ等の間の送迎
      - カ その他、市が必要と認める業務  
(送迎の手段については、徒歩、受託者等が所有する車、公共交通機関を利用する。車の場合は、6 歳未満の乳幼児にはチャイルドシートを利用し、6 歳以上の児童は大人用のシートベルトが安全に使用できるまではチャイルドシートを着用すること。)
    - (2) 次のサービスは行わないものとする。
      - ア 庭の草取り、家屋の修理等日常的でないもの

- イ 商品の販売等当該家庭の生産的活動に関わるもの
- ウ 病人の看護、医療行為等の専門的知識又は技術が必要なもの
- エ 犬又は猫の世話及び当該家庭の趣味に関わるもの
- オ 利用者の居宅以外において行う支援に関するもの  
(利用者の居宅と市内保育園、学童クラブ等の間の送迎を除く。)

## 7 派遣の依頼と報告

市は、受託者にホームヘルパーの派遣を「ひとり親家庭ホームヘルパー派遣依頼書」と「ひとり親家庭ホームヘルパー派遣計画兼報告書」にて依頼し、受託者等は「ひとり親家庭ホームヘルパー派遣計画兼報告書」（以下「計画兼報告書」という。）をもって報告する。計画兼報告書には利用者から履行の確認を受けること。ただし、市の即時対応が必要な場合、速やかに市へ連絡すること。

## 8 派遣計画の変更

派遣回数、派遣時間、派遣期間を変更する場合は、市が変更の決定を行う。緊急時を除き変更の決定にあたっては市が受託者と協議を行う。

## 9 受託者の受託業務管理体制

受託者は「要綱」に定める条項を遵守し、市の指示に従わなければならない。

受託者は利用者とホームヘルパーとの連絡・調整を行う管理者をおくこと。

### 10 派遣前の管理者訪問の実施

受託者の管理者は、ホームヘルパーと対象家庭を派遣前に訪問し、サービスの内容について調整を行うこと。原則として市職員と同行して訪問すること。

### 11 ホームヘルパーの要件

(1) ホームヘルパーは、次の要件を具備しなければならない。

ア 心身ともに健全であること

イ ひとり親家庭の福祉の向上に理解と熱意を有すること

ウ 家事、介護及び育児の経験並びに能力を有すること

(2) 次のいずれかの資格を有する者又は研修を修了した者であること。

ア 介護職員初任者研修又は生活援助従事者研修

イ 保育士

ウ 看護師又は准看護師

エ 助産師

オ 保健師

カ 多摩市ファミリー・サポート・センターの提供会員

キ 居宅において介護、家事援助その他の日常生活上の世話を必要とする者に対して行うこれらの業務に1年以上の従事経験を有する者

(3) ひとり親家庭に派遣されるホームヘルパーは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

### 12 書類の保管

受託者は、「計画兼報告書」等の関係書類に関して万全の体制をもって保管しなければならない。

### 1 3 緊急連絡体制

受託者は、利用者及びホームヘルパーに緊急事態が発生した場合の連絡体制について徹底を図るとともに、緊急時の処理状況を翌開庁日以降、速やかに市に報告しなければならない。また、受託者は、利用者に対して受託者の連絡先を明示しておかなければならない。

### 1 4 守秘義務等

受託者及びホームヘルパーは、常に利用者の人格を尊重して業務にあたるとともに、利用者の身上及び家庭状況等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本契約の終了又は解除後も同様とする。なお、個人情報の取り扱いにあたっては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

### 1 5 再委託及び譲渡の禁止

受託者は、本事業の一部又は全部を第三者に委託し、又は本契約に基づいて生ずる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

### 1 6 損害賠償

受託者は、その責めに帰す事由により本事業の実施に関し市又は第三者に損害を与えたとき、又は、次項の定めによりこの契約が解除された場合において市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

### 1 7 契約の解除

市は、受託者が次の事項に該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 偽り、その他不正な手段により本事業の対価料の支払いを受けた場合
- (2) 事業の実施にあたり、利用者又はその家族の信用を著しく損なうような行為があった場合
- (3) 契約の各条項に違反した場合
- (4) 契約を履行しない場合
- (5) その他本事業の実施が著しく困難な状況であると市が判断した場合

### 1 8 本事業の対価料

- (1) 別表「料金単価表」のとおりとする。
- (2) 送迎に関する派遣開始時間は、保育所・学童クラブ等へ到着した時点からとする。

### 1 9 派遣のキャンセルの委託料

利用者が派遣を受ける日の前日の午後 5 時まで受託者へ派遣のキャンセルの申し出を行わなかった場合、市は次に掲げる区分に応じ、受託者へ支払うものとする。また、キャンセルが発生した際は受託者はすみやかに市へ報告をする。なお、これに相当する費用を市は利用者から徴収する。

- (1) 利用者が派遣を受ける日の前日午後 5 時以降から派遣を受ける日の当日派遣開始時間の 1 時間前までに利用者から受託者に派遣のキャンセルの連絡があ

った場合、市はホームヘルパー派遣時間1時間当たりの単価及び加算額を受託者へ支払う。

- (2) 利用者が派遣を受ける日当日開始予定時間の1時間前以降に利用者から受託者に派遣のキャンセルの連絡がなかった場合、市はホームヘルパー派遣時間1時間当たりの単価、加算額及び交通費を受託者へ支払う。
- (3) その他、自然災害・子どもの急病などやむを得ない事情により派遣のキャンセルが生じた場合は、市と受託者が協議し決定する。

## 20 支払方法等

- (1) 受託者は、サービスを提供した月の、翌月10日までに「請求書」に「計画兼報告書」に「ヘルパー派遣状況報告書」を添付して市に提出しなければならない。
- (2) 市は、請求書等受領後、利用者への確認等の審査の上、適正と認められる場合は、原則として請求書等の受領後30日以内に委託料を支払うものとする。

## 21 協議事項

この契約に定めのない事項に関し、本事業の実施にあたり疑義を生じたときは、市と受託者が協議の上決定するものとする。

## 別 表

## 料 金 単 価 表

区 分	単 価	備 考
ホームヘルパー派遣時間 1時間当たりの単価	4,400円	※原則派遣単位は1時間単位とする。
ホームヘルパー派遣 1時間当たりの加算額	1,100円	※原則派遣単位は1時間単位とする。 午前7時から午前9時 午後6時から午後10時
ホームヘルパー派遣移動 時間1時間当たりの単価	1,860円 ×活動単位数	※下記のとおり単位数を換算する。
管理者訪問1時間当たり の単価	4,400円 ×活動単位数	※下記のとおり単位数を換算する。
管理者訪問1時間当たり の加算額	1,100円 ×活動単位数	※下記のとおり単位数を換算する。 午前7時から午前9時 午後5時から午後10時
1回当たりの交通費	600円（市内派遣事業者） 1,200円（市外派遣事業者）	1回の派遣

※上記料金単価は、消費税及び地方消費税を含んだ額とする。

※ホームヘルパー派遣時間及び加算額は、原則1時間単位とし、実働時間に変更が生じた場合は、（1）30分未満は、0単位（2）30分以上1時間未満は、0.5単位で、派遣時間を計算する。

※小数点以下は、切り捨てとする。

※ホームヘルパーの派遣移動時間について、訪問先から次の訪問先に移動する時間とし、下記（1）から（3）のとおり単位数を換算する。移動時間については、実際に移動している時間のみ対象とし、訪問先から事務所等に寄り、次の訪問先に移動する場合や、訪問先から次の訪問先へ移動し、開始時間まで近隣で待機する場合は、移動時間のみ対象とする。

（1）30分未満は、0単位（2）30分以上1時間未満は、0.5単位（3）1時間以上は1単位

※管理者訪問（第2 事業概要及び内容 4 契約内容 （4）ヘルパー派遣単価 参照）の単位について、下記（1）から（2）のとおり単位数を換算する。

（1）1時間未満は、1単位（2）1時間以上は、30分毎に0.5単位を追加